

あんしん暮らし情報

税・保険・年金

車検用納税証明書の請求はオンライン申請できます

スマートフォンやパソコンで申込フォームに必要事項を入力し申請することで、来庁せずに納税証明書を取得できます。原則、申請は納税義務者本人のみに限り、証明書は申請者の現住所(法人名義の場合は法人所在地)に送付します(市外在住の方で最近転居をされた場合、身分証の画像が必要になる場合があります)。

申請方法

下記QRコード先の「アクセス方法」よりまたは市公式LINEの「オンライン手続」のメニューアイコンから手続を選択 ※現在オンライン申請で取得可能な納税証明書は継続検査(車検)用軽自動車税納税証明書のみ

※郵送料は申請者負担(決済方法はクレジットカードとPayPayのみ)

納税課

☎042-460-9831



市

運転経歴証明書・在留カード・特別永住者証明書・住民基本台帳カード

発行できる証明書

住民票・戸籍関係証明書など

▶市民課 ☎042-460-9820

選挙

9月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

登録者数

	男	女	計
令和6年9月1日現在(A)	82,407人	89,313人	171,720人
令和6年6月1日現在(B)	82,385人	89,170人	171,555人
増減(A)-(B)	22人増	143人増	165人増

今回の定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成18年9月2日以前に出生
- ③9月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、6月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または5月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和6年9月2日現在(A)	90人	106人	196人
令和6年6月3日現在(B)	94人	110人	204人
増減(A)-(B)	4人減	4人減	8人減

今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
 - その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある

- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
- ▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

募集

介護保険運営協議会委員

高齢者施策に関する計画の策定などに関し、調査審議していただく市民の方

資格/人数

- 第1号被保険者(在住で65歳以上の方)/2人
- 第2号被保険者(在住で40~64歳の方)/2人

□任期 委嘱の日~3年間

□会議数 不定期(任期中に15回程度)。平日夜間開催

□報酬 日額1万800円

☎10月8日(必着)までに、作文「高齢者がいつまでも楽しく、自分らしく暮らせるまちとは」(800字程度)・住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を明記し、〒188-8666市役所高齢者支援課へ郵送

▶高齢者支援課 ☎042-420-2814

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。お名前などの公表を承諾いただいた方のみ掲載しています。

※渡邊勝芳 様(殺虫剤)

※(有)瀬川工業所 代表取締役 加藤幸恵 様(ミストシャワー)

▶総務課 ☎042-460-9810

傍聴

審議会など

教育委員会

時 9月21日(土)午後2時

場 田無第二庁舎4階

☑行政報告ほか

定 10人

▶教育企画課 ☎042-420-2822

社会教育委員の会議

時 9月20日(金)午後2時

場 田無第二庁舎3階

☑提言内容

定 2人

▶社会教育課 ☎042-420-2831

自転車の盗難に注意!

被害の約70%が無施錠

7月末時点で、田無警察署管内で発生した自転車盗難は366件で、昨年同期比で28件増加しており、被害の約7割は無施錠でした。

戸建てやマンションに止めていた無施錠の自転車が被害に遭っており、油断は禁物です。また、有料駐輪場でも無施錠であれば誰でも持ち去ることができるため安心とはいえません。

盗難防止のために

- 買い物などで自転車から離れる際は、短時間でも必ず施錠する
- ロックは2つ以上にする
- 自宅内に自転車を止める場合でもしっかりと施錠する

☎田無警察署

☎042-467-0110

▶危機管理課 ☎042-438-4005

固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]まで

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(※申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡[※]まで)

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(*1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(※申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工

事明細書・現場の写真[※])と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 *1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]まで

□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修*2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(※申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談くだ

さい) ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修などに伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金などの交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

*2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)